

タンカーの消火主管の遮断弁の設置場所に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

タンカーの消火主管の遮断弁の設置場所に関する事項

改正理由

SOLAS 条約 II-2 章第 10.2.1.4.4 規則において、タンカーの消火主管には、火災時における消火主管の保全性を確保するために船尾楼前方端部の保護された場所に遮断弁を取り付ける旨規定されている。当該遮断弁の設置場所については統一解釈 MSC.1/Circ.1456 により詳細に規定されており、本会は、当該統一解釈に対応すべく既に規則改正を行っている。

当該統一解釈においては、遮断弁を開放甲板上に設置する場合、貨物タンク後端から 5m 以上離れた場所に配置するよう規定しているが、これが実行可能でない場合には鋼壁にて保護することを条件に貨物エリア後端から 5m 以内の場所に配置することが認められている。

上記統一解釈においては、貨物タンク後端から貨物エリア後端までの距離が 5m を超えるタンカーにあっては、貨物エリア内であるにもかかわらず、鋼壁を設けることなく遮断弁を設置することが認められるものとなっている。

このため、IMO において、当該統一解釈の見直しが行われた結果、2014 年 11 月に開催された第 94 回海上安全委員会（MSC94）において、このような配置を認めないこととする統一解釈の改正が承認され、MSC.1/Circ.1492 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1492 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 遮断弁を開放甲板上に設置する場合には、貨物エリアより後方に配置するよう規定した。
- (2) 当該遮断弁は、貨物タンク後端から 5m 以上後方となる場所に配置するか、これが実行可能でない場合には貨物タンク後端から後方 5m 以内となる場所に鋼壁とともに設置するよう規定した。